

三井ダイレクト損保の自動車保険（総合自動車保険）重要事項説明書

この書面は「三井ダイレクト 総合自動車保険」についての重要なことがらを記載したものです。ご契約に際して特にご確認くださいたい事項を「<< 1 >> 契約概要」に、ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意くださいたい事項を「<< 2 >> 注意喚起情報」に、また、これら以外の重要な事項を「<< 3 >> その他の事項」にそれぞれ記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。なお、本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については**普通保険約款・特約**をご参照ください。ご不明な点については、**当社お客さまセンター**までお問い合わせください。
ご契約者と記名被保険者が異なる場合は、この書面に記載の内容について、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。

目次

- ◀ 1 ▶ 契約概要 …P. 2 商品の仕組みや引受条件など、ご契約に際して特にご確認くださいたい事項を記載しています。
- ◀ 2 ▶ 注意喚起情報 …P. 5 保険金をお支払いできない主な場合など、ご契約者にとって不利益になる事項などを記載しています。
- ◀ 3 ▶ その他の事項 …P. 8 お支払いする保険金やその額など、その他のご確認くださいたい事項を記載しています。

アイコンのご説明

この重要事項説明書で使用しておりますアイコンについてご説明いたします。



ご契約に際して、特にご注意くださいたい事項となりますので、内容を十分ご確認ください。



補償内容が同様の保険契約が他にある場合は、補償の一部重複が生じることがあります。詳細は8ページ（<< 3 >> その他の事項【9】補償の重複について）をご参照ください。

保険用語のご説明

この重要事項説明書で使用しております用語についてご説明いたします。なお、この「保険用語のご説明」に記載している内容は、保険用語についての一般的な説明です。実際の**保険金**等のお支払いの条件は**普通保険約款**および**特約**の規定に基づきますのでご注意ください。

用語	ご説明
あ	
相手を確認できる他の車	登録番号等およびその運転者または所有者の住所・氏名が確認できた車（ 原動機付自転車 を含みます。）のことをいいます。
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
逸失利益	事故がなければ得られたはずの将来（死亡後または症状固定後）の利益をいいます。
か	
解約日	保険期間 の途中で保険契約が解約された日をいいます。
家族	「 記名被保険者の配偶者 」「 記名被保険者 またはその 配偶者 の同居の 親族 」「 記名被保険者 またはその 配偶者 の別居の 未婚の子 」をいいます。
危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
危険物	道路運送車両の保安基準第1条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。（例）ガソリン、灯油、軽油、重油
記名被保険者	ご契約のお車 を主に運転される方で、 保険証券記載 （※）の 被保険者 をいいます。
原動機付自転車	二輪の場合は原動機の総排気量が125cc以下（原動機の総排気量が50cc超125cc以下の側車付二輪自動車は除きます。）または定格出力が1.00キロワット以下のものをいい、その他の車の場合は原動機の総排気量が50cc以下または定格出力が0.60キロワット以下のものをいいます。
後遺障害	治療 の効果が医学上期待できない状態であって、 被保険者 の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、 被保険者 が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る 医学的他覚所見 のないものを除きます。
ご契約のお車	保険契約により保険の対象となるお車（被保険自動車）のことをいい、 保険証券 に明記（※）されます。
さ	
始期日	保険期間 の初日をいいます。
事故有係数適用期間	ノンフリート等級制度における等級別の「無事故」/「事故有」の割増引率のうち「事故有」の割増引率を適用する期間（ 始期日 時点における残り年数）（注）のことをいいます。（注）ご契約の 始期日 が2014年4月1日以降の場合で、 事故有係数適用期間 が0年のときは、「無事故」の割増引率を適用します。
初度登録年月	法律の定めるところにより、運輸支局に新規に自動車の登録申請をし、その登録が受理された年月のことをいいます。なお、初度登録年月は、車検証の初度登録年月欄に記載されています。軽自動車の場合は、初度検査年月のことをいい、車検証の初度検査年月欄に記載されています。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
親族	配偶者 、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
自家用6車種	用途・車種 が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用軽四輪貨物車、自家用小型貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）に該当する自動車をいいます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法に基づく責任保険（自賠責保険）または責任共済（自賠責共済）をいいます。
前契約	新契約の 始期日 から過去13ヶ月以内に 記名被保険者 、 記名被保険者の配偶者 、 記名被保険者 または 記名被保険者の配偶者 と同居の 親族 の方が契約していた、 記名被保険者 またはお車を同一（注）とする自動車保険の契約で、また、どのお車にも ノンフリート等級 を引き継いでいない契約をいいます。（注） 記名被保険者 については、所定の変更がある場合も含みます。また、お車については、その 用途・車種 の変更が当社のお引受け対象車種である 自家用6車種 内の変更に含まれます。
全損	ご契約のお車 の損傷を修理することができない場合または修理費が 保険金額 以上となる場合をいいます。
た	
治療	医師による治療をいいます。ただし、 被保険者 が医師である場合は、 被保険者 以外の医師による治療をいいます。
通院	治療 が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、 治療 を受けることをいいます。
特約	オプションとなる補償内容など 普通保険約款 に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
な	
入院	治療 が必要な場合において、自宅等での 治療 が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において 治療 に専念することをいいます。
ノンフリート契約	所有・使用のお車・バイクのうち、自動車保険をご契約されているお車・バイクの合計台数が9台以下の 保険契約者 が締結するご契約をいいます。
ノンフリート等級	ノンフリート契約者の方に適用する保険料割増引制度で、1等級から20等級までの等級区分に分かれています。ノンフリート等級は、他の損害保険会社やJA共済等からも引き継ぐことができます。
は	
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方（内縁）を含みます。
被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、 保険証券記載 （※）の 保険期間 をいいます。
保険金	普通保険約款 および 保険契約 にセットされる 特約 により支払われるべき金銭をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき 保険金 の限度額であって、 保険証券記載 （※）の 保険金額 をいいます。
保険契約者	当社に 保険契約 の申込みをされる方で、 保険料 の支払義務を負う方をいいます。
保険料	保険契約者 が 保険契約 に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
ま	
満期日	保険期間 の末日をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は 被保険者 の自己負担となります。
申込書類等	当社Webサイトの契約画面または申込書兼確認書、継続のご案内もしくは継続見積書をいいます。
や	
用途・車種	登録番号標等（ナンバープレート）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用軽四輪貨物車、自家用小型貨物車（注）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）（注）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）（注）、特種用途自動車（キャンピング車）の区分をいいます。（注）自家用小型貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）についてはダンプ装置のあるものは含みません（お引受け、補償の対象外となります）。

（※）eサービス（証券不発行）特約がセットされている場合は、ご契約の内容について表示したお客さま専用ホームページの画面に表示されます。

青色の文字の用語については、**保険用語のご説明**をご参照ください。

<< 1 >> 契約概要

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。
ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

[1] 商品の仕組みおよび引受条件等

この保険は「総合自動車保険」普通保険約款および特約に基づいています。

1. 商品の仕組み

三井ダイレクト損保の自動車保険は「相手方への補償」、「ご自身の補償」、「お車の補償」により構成されています。「相手方への補償」に、お客さまのニーズに合わせて必要な補償を組み合わせてお選びいただくことができます。なお、これら主な補償種類とは別に、任意でセットできる特約をご用意しております。

2. 補償内容（保険金をお支払いする主な場合）

保険金をお支払いする主な場合は次のとおりです。詳細については普通保険約款・特約でご確認ください。

■相手方への補償

対人賠償保険 ※自動セット **ご契約のお車**を運転中等の事故により、歩行者や他の車に搭乗中の方など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、被害者の方1名ごとに**自賠責保険等**の補償額を超える部分に対し、**保険金**をお支払いします。

対物賠償保険 ※自動セット **ご契約のお車**を運転中等の事故により、他人の車や建物など他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、**保険金**をお支払いします。

■ご自身の補償

重複

自動車事故により、**記名被保険者**またはそのご**家族**の方、**ご契約のお車**に搭乗中の方が死傷した場合に、その実際の損害額に対して**保険金**をお支払いします。

ご契約タイプ	事故の種類		他人のお車（注1）、バス、タクシーに搭乗中の事故（注2）	歩行中等の自動車事故（注3）
	ご契約のお車に搭乗中の事故	他人のお車（注1）、バス、タクシーに搭乗中の事故（注2）		
一般タイプ	○	○	○	○
搭乗中のみタイプ	○	○	×	×

（注1）「他人のお車」とは、**記名被保険者**またはそのご**家族**の方が所有または常時使用するお車以外のお車のうち、用途・車種が**自家用6車種**、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）または特種用途自動車（キャンピング車）であるものをいいます。また、**被保険者**の使用の所有するお車をその使用者の業務のために運転する場合は対象外となりますのでご注意ください。

（注2）バス、タクシーを運転中の事故は除きます。

（注3）「歩行中等の自動車事故」とは自動車に搭乗中以外のすべての自動車事故が対象となります。

搭乗者傷害保険 自動車事故により、**ご契約のお車**に搭乗中の方が死傷した場合に、定額で**保険金**をお支払いします。

無保険車傷害特約 ※自動セット 無保険車と衝突した場合などで、**記名被保険者**またはそのご**家族**の方、**ご契約のお車**に搭乗中の方が死亡された場合または**後遺障害**を被った場合に、**保険金**をお支払いします。
※無保険車とは、対人賠償保険の契約がない等の自動車・バイク等をいいます。

自損事故傷害特約 運転者自身が起こした事故など**自賠責保険等**の補償の対象とならない事故によって、車両所有者の方や**ご契約のお車**に搭乗中の方が死傷した場合に、定額で**保険金**をお支払いします。
※人身傷害保険をセットしない場合にお選びいただくことができます。

■お車の補償

Check!

偶然な事故により、**ご契約のお車**が損害を被った場合に、**保険金**をお支払いします。

事由	タイプ		
	一般タイプ	限定タイプ	
火災・爆発、台風、洪水、高潮	○	○	（注1）車庫入れの失敗、電柱・ガードレール等への衝突・接触、歩行者・自転車との事故などをいいます。 （注2）登録番号等およびその運転者または所有者の住所・氏名の確認をいいます。
盗難、落書、いたづら、飛来中・落下中の他物との衝突	○	○	
他の車（ 原動機付自転車 を含む。）との衝突・接触	○	△	
他の車（ 原動機付自転車 を含む。）以外との衝突・接触（注1）	○	×	
あて逃げ	○	×	

○：補償されます ×：補償されません △：他の車が確認（注2）できた場合のみ補償されます

また、上記の**保険金**とは別に、補償種類によっては事故によって発生する様々な費用をカバーする**費用保険金**などを付随してお支払いします。費用保険金の詳細は、普通保険約款・特約の「費用」「費用保険金」等の項目に記載しておりますのでご参照ください。なお、それら付随的な**保険金**を含め、お支払いする**保険金**については「<< 3 >>その他の事項【10】お支払いする保険金とその額について」をご参照ください。

3. 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次に掲げる損害に対しては**保険金**をお支払いできません。その他の**保険金**をお支払いできない主な場合については「<< 2 >>注意喚起情報【6】**保険金をお支払いできない主な場合**」をご確認ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「**保険金を支払わない場合**」の項目に記載しておりますので、ご参照ください。

対人賠償保険	ご契約のお車 を運転中の方、その父母・ 配偶者 ・子が死傷した場合の損害 など
対物賠償保険	ご契約のお車 を運転中の方、その父母・ 配偶者 ・子の持ち物や管理中の物などの損害 など
人身傷害保険 搭乗者傷害保険	酒気を帯びた状態等でお車を運転中に運転者本人が被った損害、闘争行為によりその本人に生じた損害 など
車両保険	酒気を帯びた状態等でお車を運転中の損害、地震・噴火・津波によって生じた損害、 ご契約のお車 に存在する欠陥、自然消耗、故障損害、タイヤの単独損害 など

4. 補償される運転者の範囲について

Check!

(1) 運転者年齢条件

運転者年齢条件が適用される方（注）のうち、**ご契約のお車**を運転される最も若い方の年齢に応じて、運転者の年齢条件を設定いただけます。**年齢条件を充たさない方が運転中の事故は保険金をお支払いできません**。なお、運転される最も若い方が**記名被保険者**の同居のお子さまなどの場合には、子供年齢限定特約をセットすることをおすすめしています（「<< 3 >>その他の事項【4】子供年齢限定特約について」をご参照ください）。

運転される方の年齢	20歳以下	21歳～25歳	26歳～29歳	30歳～34歳	35歳以上
年齢を問わず補償	○	○	○	○	○
21歳以上補償	×	○	○	○	○
26歳以上補償	×	×	○	○	○
30歳以上補償	×	×	×	○	○
35歳以上補償	×	×	×	×	○

○：補償されます ×：補償されません

（注）運転者年齢条件が適用される方は下記(a)～(d)のとおりです。
下記(a)～(d)以外の方（友人・知人、別居の**親族**、別居の**未婚**の子など）は、設定した運転者年齢条件にかかわらず補償されます。
(a) **記名被保険者**
(b) **記名被保険者の配偶者**
(c) **記名被保険者**またはその**配偶者**の同居の**親族**
(d)(a)～(c)までのいずれかに該当する方の業務に従事する方、その使用人

(2) 運転者家族限定特約（家族限定割引）、運転者本人・配偶者限定特約（本人・配偶者限定割引）、運転者本人限定特約（本人限定割引）

運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約または運転者本人限定特約をセットいただき、補償の対象となる運転者を限定することにより**保険料**を安くすることができます。

運転される方	(1) 記名被保険者	(2) 記名被保険者の配偶者	(3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族または別居の未婚の子	(4)(1)～(3)以外の方
なし	○	○	○	○
運転者家族限定特約	○	○	○	×
運転者本人・配偶者限定特約	○	○	×	×
運転者本人限定特約	○	×	×	×

○：補償されます ×：補償されません

5. 示談交渉

賠償事故（対人・対物）が起きた場合には、当社は**被保険者**と相手方（被害者）との示談交渉の進め方やその内容についての相談、示談書の作成についての援助など事故解決のためのお手伝いをします。**被保険者**が相手方から損害賠償の請求を受けたときは、当社は、**被保険者**のお申し出があり、かつ、相手方の同意が得られれば、**被保険者**のために当社が相手方との示談交渉を当社の費用によりお引き受けします。

【示談交渉を行うことができない場合】

・対人事故において、**ご契約のお車**に**自賠責保険等**の契約が締結されていない場合

- ・対物事故において、**被保険者**が負担する損害賠償責任の額が対物保険金額を明らかに超える場合
- ・**被保険者**に賠償責任が発生しない被害事故の場合
- ・**被保険者**が正当な理由なく当社への協力を拒まれたなどの場合
- ・相手方が当社との交渉に同意されない場合

6. 主な特約およびその概要

保険種類やご契約条件に応じて自動的にセットされる特約と任意にセットできる特約があります。詳細については**普通保険約款・特約**でご確認ください。

搭乗中のみ補償特約 (人身傷害に関する被保険 自動車搭乗中のみ補償特約)	重複	人身傷害保険にこの特約をセットすると、補償範囲が ご契約のお車 に搭乗中の方のみに限定される<搭乗中のみタイプ>となり、 保険料 がお安くなります。これにより、お車を2台以上お持ちの方は、1台を除いてこの特約をセットすることで、 ご契約のお車 に搭乗中以外の自動車事故について補償の重複を避けることができます。
車両危険限定補償特約		車両保険にこの特約をセットすると、車両保険が、単独事故および相手の車を確認できない事故を補償の対象外とする<限定タイプ>となります。この特約をセットする場合、この特約をセットしない<一般タイプ>と比べて補償範囲は狭くなりますが、 保険料 がお安くなります。
車対車免責ゼロ特約 (車両保険の免責金額に関する特約)		この特約をセットしたご契約の場合、車両保険の1回目の請求事故であり、かつ、 相手を確認できる他の車 との衝突・接触事故である場合に限り、車両保険の 免責金額 がゼロとなります。この特約は1回目の事故時5万円、2回目以降の事故時10万円の 免責金額 のタイプに限りセットすることができます。
弁護士費用補償特約 (自動車事故弁護士費用等補償特約)	重複	記名被保険者 もしくはその ご家族 の方または ご契約のお車 に搭乗中の方が、自動車事故で死亡された場合、 後遺障害 を被った場合、ケガで 入院 もしくは 通院 された場合、またはそれらの方の所有、使用もしくは管理する財物に損害を被った場合、相手方との交渉を弁護士に依頼されたときなどに必要となる損害賠償請求費用(注)について、実際に負担された金額をお支払いします(ただし、1事故につき 被保険者 1名ごとに300万円限度)。また、法律相談費用についても、1事故につき 被保険者 1名ごとに10万円を限度にお支払いします。 (注)弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬、訴訟費用等をいいます。
他車運転特約 (他車運転危険補償特約) ※自動セット		記名被保険者 またはその ご家族 の方が他人の自動車を臨時に借りて運転した際に生じた賠償事故(対人・対物)、自損事故傷害事故または車両事故について、 ご契約のお車 の賠償保険(対人・対物)、自損事故傷害特約または車両保険の規定を適用して、借りた自動車の自動車保険に優先して 保険金 をお支払いします。
原付特約 「賠償タイプ」 「賠償・自損傷害タイプ」 「賠償・人身傷害タイプ」 (原動機付自転車に関する「賠償損害」 「賠償損害・自損傷害」 「賠償損害・人身傷害」補償特約)	重複	記名被保険者 またはその ご家族 の方が 原動機付自転車 (借用車も対象。以下同様とします。)を所有・使用・管理しているときに生じた賠償事故(対人・対物)、または 原動機付自転車 に搭乗中に生じた自損事故傷害事故もしくは人身傷害事故につき、それぞれこのタイプに応じて ご契約のお車 の賠償保険(対人・対物)・自損事故傷害特約・人身傷害保険の規定を適用して 保険金 をお支払いします。
e サービス(証券不発行)特約 (保険証券の不発行に関する特約)		この特約をセットすると、保険証券が発行されず 保険料 がお安くなります。

7. 保険期間

この保険の**保険期間**は原則1年間で、実際にご契約いただくお客様の**保険期間**につきましては、**申込書類等**にてご確認ください。

8. 引受条件(保険金額等)

(1) 保険金額の設定について

保険金額の設定につきましては、補償種類ごとに金額を決めるものと、既に金額が決まっているものがあります。詳しくは当社お客様センターまでお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客様の**保険金額**につきましては、**申込書類等**にてご確認ください。

(2) 引受条件

(A) 保険契約者について

- 次のいずれにも該当する方に限ります。
 - ・日本国内にお住まいの個人の方
 - ・現在、所有・使用する車のうち、保険を付けているお車またはバイクの合計台数が今回ご契約されるお車を含めて9台以下の方
- ※保険を付けているお車が10台以上になった場合は、解約等の手続きをしていただく場合があります。

(B) 記名被保険者の選定について

- 記名被保険者**は対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険の**被保険者**の範囲等を決めるための重要な事項です。以下(a)~(d)の内、お申込み時に満18歳以上のご契約のお車を日常主に運転される方をお選びください。(当社Webサイト経由での申込みは(a)~(c)のいずれかの場合に限ります。)
- (a) 記名被保険者本人 (b) 保険契約者の配偶者 (c) 保険契約者またはその配偶者の同居の親族、**保険契約者**またはその配偶者の別居の未婚の子 (d) その他、**保険契約者**の6親等以内の個人

(C) 対象のお車(ご契約のお車)について

- 用途・車種**が**自家用6車種**であるものが対象となります。主に以下の場合などはお引受けの対象外となります。
- ・改造車、有償で貨物を運ぶ車 など
 - ・登録番号標(ナンバープレート)が白地かつ分類番号の上1桁が「1」「4」の場合でダンプ装置のあるもの
- また、車名や**初度登録年月**によって、あるいは車両料率クラス9のお車や車両価額が高額なお車などについては、車両保険のお引受けの対象外とさせていただきます。

(D) お車の所有者について

- 車両保険金を受け取る方は車両所有者になります。車検証の所有者欄をご確認の上、**ご契約のお車**の所有権を有する方(注)のお名前を**申込書類等**にご入力またはご記入ください。
- (注) **所有権留保条項付売買契約**の場合、車検証に記載されている所有者(自動車販売会社等)となります。

(E) お車の使用目的について

- ご契約のお車**の使用実態・目的に応じて、使用目的が区分され、**保険料**が異なります。**申込書類等**に使用目的の区分をご入力またはご記入ください。

[2] 保険料

保険料は、適用される**ノンフリート等級・事故有係数適用期間**(ノンフリート等級別割引・割増制度)、お車の種類(型式別料率クラス制度)、**記名被保険者**の年齢、使用目的、お車の**初度登録年月**等によって決定されます。「<3>その他の事項」【6】保険料の算出について、および【7】保険料の割引制度も併せてご参照ください。また、実際にご契約いただくお客様の**保険料**につきましては、**申込書類等**にてご確認ください。

1. ノンフリート等級別割引・割増制度

契約台数が9台以下の**ノンフリート契約**には、**前契約**の保険事故の有無や件数等を**保険料**に反映させる**ノンフリート等級別**の割引・割増制度があります。この制度では保険金をお支払いする事故の有無、事故内容、事故件数等により、継続契約の**ノンフリート等級**および**事故有係数適用期間**が決定されます。当社の自動車保険では1等級から20等級までの等級区分および「無事故」/「事故有」の区分により**保険料**が割引・割増される、この等級別料率制度を採用しています。

割増率は、他の損害保険会社やJA共済、全労済、自動車共済等(教職員共済・自治労共済は除きます。)からも引き継ぐことができます。ただし、1つの**ノンフリート等級**は1つの契約にし引き継ぐことはできません。また、バイク保険、ドライバー保険との間で、**ノンフリート等級**および**事故有係数適用期間**は、相互に引き継ぐことができません。

(1) 前契約がなく、初めて自動車保険をご契約される方

初めてご契約される場合は6等級となり、ご契約の**始期日**に応じて、運転者年齢条件別の下表の6等級の割増率が適用されます。また、**事故有係数適用期間**は0年となります。

2台目以降のお車について初めてご契約される場合で、セカンドカー割引の適用条件(注)を充たしているときは、7等級となり、ご契約の**始期日**に応じて、運転者年齢条件別の下表の7等級の割増率が適用されます。また、**事故有係数適用期間**は0年となります。

(注)「<3>その他の事項【7】保険料の割引制度5.セカンドカー割引」をご参照ください。

当社ドライバー保険の**保険契約者**の方が、当社で自動車保険を初めてご契約される場合において、一定の条件(注)を充たすときは、その自動車保険契約は7等級となり、ご契約の**始期日**に応じて、運転者年齢条件別の下表の7等級の割増率が適用されます。また、**事故有係数適用期間**は0年となります。

(注)詳しくは、当社お客様センターまでお問い合わせください。

<2013年4月1日~2014年3月31日始期契約>

		運転者年齢条件					
		ノンフリート等級					
		年齢問わず補償					
割増率(注1)	6等級(注3)	割増25%(6(A)等級)	割増10%(6(B)等級)	割引5%(6(C)等級)	割引5%(6(E)等級)	割引5%(6(G)等級)	割引5%(6(G)等級)
	7等級	割引10%(7(A)等級)	割引15%(7(B)等級)	割引28%(7(C)等級)	割引28%(7(E)等級)	割引28%(7(G)等級)	割引28%(7(G)等級)
	21歳以上補償(注2)	26歳以上補償(注2)	30歳以上補償(注2)	35歳以上補償(注2)			

<2014年4月1日以降始期契約>(注4)

		運転者年齢条件					
		ノンフリート等級					
		年齢問わず補償					
割増率(注1)	6等級	割増28%(6(A)等級)	割増3%(6(B)等級)	割引9%(6(C)等級)	割引9%(6(E)等級)	割引9%(6(G)等級)	割引9%(6(G)等級)
	7等級	割増11%(7(A)等級)	割引11%(7(B)等級)	割引40%(7(C)等級)	割引40%(7(E)等級)	割引40%(7(G)等級)	割引40%(7(G)等級)
	21歳以上補償(注2)	26歳以上補償(注2)	30歳以上補償(注2)	35歳以上補償(注2)			

(注1) 一部の特約については、本割増率が適用されません。また、「無事故」/「事故有」の区分はありません。なお、実際にご契約いただくお客様の**保険料**は、本割増率に加え、その他の要素(「<3>その他の事項【6】保険料の算出について、【7】保険料の割引制度」ご参照)等により算出されます。

(注2) 子供年齢限定特約をセットした契約においては、割増率が異なります。詳しくは、当社お客様センターまでお問い合わせください。

(注3) **事故有係数適用期間**が1~6年となる場合は、<2014年4月1日以降始期契約>の割増率が適用されます。

(注4) 本割増率は2013年4月1日現在の等級別料率制度における割増率であり、将来変更となる場合があります。

(2) 前契約のノンフリート等級を引き継ぎ、ご契約される方

①ご契約の**始期日**が2013年4月1日～2014年3月31日の場合

下記【**ノンフリート等級の決定方法**】により継続契約の**ノンフリート等級**が決定され(注1)、<表①:2013年4月1日～2014年3月31日始期契約>の割増率が適用されます。

事故有係数適用期間は、原則、**前契約**の事故の有無にかかわらず0年(注2)となります。

②ご契約の**始期日**が2014年4月1日以降の場合

下記【**ノンフリート等級の決定方法**】および【**事故有係数適用期間の決定方法**】により、継続契約の**ノンフリート等級**および**事故有係数適用期間**が決定されます(注1)。**事故有係数適用期間**が0年となる場合は、<表②:2014年4月1日以降始期契約>の「無事故」の割増率が適用され、**事故有係数適用期間**が1～6年となる場合、その期間中は<表②:2014年4月1日以降始期契約>の「事故有」の割増率が適用されます。

(注1) 継続手続後でも**ノンフリート等級**、**事故有係数適用期間**を修正する場合

次の場合には、継続手続後であっても**ノンフリート等級**、**事故有係数適用期間**を修正します。なお、**ノンフリート等級**、**事故有係数適用期間**の修正によって割増率が変更となる場合には、**保険料**を追加請求または返還しますので、ご了承ください。

- ・お見積り時の作成時以降、ご契約締結から補償開始までの間に事故があった場合
- ・事故として件数に算入した未払事故または未請求事故が、結果的に**保険金**の支払対象事故ではないことが確定した場合(事故件数として数えません。)
- ・**前契約**の**保険期間**中に発生した事故のうち、その報告がされていなかった事故について、通知および**保険金**請求を受けた場合(その事故を**前契約**の事故として取り扱います。)
- ・**前契約**が解除された場合 等

(注2) 次の場合には、**事故有係数適用期間**が1～6年となり、その期間中は<表②:2014年4月1日以降始期契約>の「事故有」の割増率が適用されます。

前契約の始期日	該当する前契約	該当する場合
2013年4月1日以降	3等級ダウン事故または1等級ダウン事故があったご契約	左記契約を、 保険期間 の途中で解約(解除された場合を含みます。)し、新たにご契約いただく場合
	3等級ダウン事故または1等級ダウン事故があった 保険期間 が1年未満のご契約	左記契約を、 前契約 として継続される場合
2013年3月31日以前	カウント事故があった「 満期日 が2014年4月1日以降となる、 保険期間 が1年超のご契約」	左記契約を、 保険期間 の途中で解約(解除された場合を含みます。)し、新たにご契約いただく場合

【ノンフリート等級の決定方法】

前契約の**満期日**または**解約日**の翌日から7日以内に継続契約がある場合で、**前契約**の**保険期間**が1年のとき(注1)、継続契約の**ノンフリート等級**は次のとおり決定されます。

前契約の事故の区分(注2)	継続契約のノンフリート等級
無事故/ノーカウント事故のみ	前契約 の等級から「1つ」上がります。
3等級ダウン事故/カウント事故	前契約 の等級から事故件数1件につき「3つ」下がります。
1等級ダウン事故	前契約 の等級から事故件数1件につき「1つ」下がります。
等級すえおき事故	前契約 の等級と同一となります。 (前契約 の ノンフリート等級 が6(A)、6(B)、6(C)、6(E)、6(G)の場合は6(F)等級、7(A)、7(B)、7(C)、7(E)、7(G)の場合は7(F)等級となります。)

【事故有係数適用期間の決定方法(注3)】

前契約の**満期日**または**解約日**の翌日から7日以内に継続契約がある場合で、**前契約**の**保険期間**が1年のとき(注1)、継続契約の**事故有係数適用期間**は次のとおり決定されます。

- 前契約**に3等級ダウン事故が生じた場合は事故件数1件につき「3年」、1等級ダウン事故が生じた場合は事故件数1件につき「1年」を、**前契約**の**事故有係数適用期間**に加算します。(注2)
- 保険期間**を満了することに、**保険金**をお支払いする事故の有無にかかわらず「1年」を減算します。ただし、**前契約**の**事故有係数適用期間**が0年の場合は「1年」を減算しません。
- 事故有係数適用期間**の上限は「6年」とし、下限は「0年」とします。

(注1) **前契約**の**保険期間**が1年以外のご契約の場合は、取扱いが異なります。

(注2) 事故の区分は後記【**等級別料率制度における事故の取扱い**】をご参照ください。

(注3) **前契約**が「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用していない他の保険会社または共済とのご契約の場合で、**前契約**より前のご契約が次の条件をすべて満たしているときは、**前契約**までを「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用しているものとみなして、継続契約の**事故有係数適用期間**が決定されます。

- 継続契約の**始期日**を含めて過去13ヶ月以内に**満期日**、**解約日**または**解除日**があること
- 「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用している保険会社または共済とのご契約であること
- 2013年4月1日以降を**始期日**とする契約であること

<表①:2013年4月1日～2014年3月31日始期契約>

ノンフリート等級	割増			割引																
	1	2	3	4	5	6 _F	7 _F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増率(%) (注1)(注2)	52	26	10	1	10	17	23	28	33	37	40	44	47	50	52	55	57	59	61	63

<表②:2014年4月1日以降始期契約>(注3)

ノンフリート等級	割増			割引																		
	1	2	3	4	5	6 _F	7 _F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		
割増率(%) (注1)	無事故	始期日 2014年4月1日～2015年3月31日	64	28	12	2	13	19	28	40	41	43	46	47	48	49	50	52	55	57	59	63
		始期日 2015年4月1日～2016年3月31日	64	28	12	2	13	19	29	40	42	44	46	48	49	50	51	52	53	55	57	63
	事故有	始期日 2016年4月1日～	64	28	12	2	13	19	30	40	43	45	47	48	49	50	51	52	53	54	55	63
		始期日 2014年4月1日～	64	28	12	2	13	19	20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

(注1) 一部の特約については、本割増率が適用されません。また、実際にご契約いただくお客様の**保険料**は、本割増率に加え、その他の要素(「<3>」その他の事項【6】**保険料**の算出について、【7】**保険料**の割引制度)ご参照)等により算出されます。

(注2) 「無事故」/「事故有」の区分はありません。

(注3) 本割増率は2013年4月1日現在の等級別料率制度における割増率であり、将来変更となる場合があります。

【等級別料率制度における事故の取扱い】

等級別料率制度において、**保険金**をお支払いする事故があった場合には事故内容により次の①～③の区分となります。

① 3等級ダウン事故/カウント事故(注)	下記の「② 1等級ダウン事故/等級すえおき事故」および「③ ノーカウント事故」に該当しない事故をいいます。
② 1等級ダウン事故/等級すえおき事故(注)	次の原因による車両保険事故をいいます。 (a) 火災・爆発(飛来中または落下中の物以外の他物との衝突・接触、転覆、墜落によるものを除きます。) (b) 盗難、騒じょう、労働争議 (c) 台風、たつ巻、洪水、高潮 (d) 落着、いたずら(ご契約のお車の運行によって生じたもの、他の自動車等との衝突・接触により生じたものを除きます。) (e) 窓ガラス破損(飛来中または落下中の物以外の他物との衝突・接触、転覆、墜落によるものを除きます。)(注) (f) 飛来中または落下中の他物(飛石、落石、ひょう等)との衝突 (g) その他偶然な事故によって生じた損害(他物との衝突・接触、転覆、墜落によるものを除きます。)
③ ノーカウント事故	搭乗者傷害保険、人身傷害保険、無保険車傷害特約、弁護士費用補償特約、原付特約、ファミリー傷害特約に係る 保険金 のみお支払いした事故をいいます。

(注) 3等級ダウン事故/カウント事故、および1等級ダウン事故/等級すえおき事故の区分は、**保険金**をお支払いする事故があった**前契約**の**始期日**に応じて次のとおり取り扱います。

前契約の始期日	前契約の事故の区分
2013年4月1日以降	①については「3等級ダウン事故」、②については「1等級ダウン事故」として取り扱います。
2011年7月1日～2013年3月31日	①については「カウント事故」、②については「等級すえおき事故」として取り扱います。(②については、飛来中または落下中の物以外の他物との衝突・接触、転覆、墜落によって生じた窓ガラス破損も「等級すえおき事故」として取り扱います。)
2011年6月30日以前	当社お客様センターまでお問い合わせください。

※1 レンタカー費用補償特約、事故付随費用補償特約、身の回り品補償特約、指定修理工場入庫特約については車両保険事故により**ご契約のお車**の損害に対して**保険金**が支払われる場合に特約の**保険金**が支払われるため、それぞれの特約では、事故のカウントを行いません。また、対物超過修理費用補償特約については、対物事故により相手のお車の損害に対して**保険金**が支払われる場合に特約の**保険金**が支払われるため、事故のカウントを行いません。

※2 事故の種類、事故の内容については、損害保険各社により扱いが異なる場合があります。

※3 **前契約**に等級別料率特約がセットされているも、当社での事故件数の数え方には反映されません。

※4 対人事故のうち、被害者へのお見舞い金等の臨時費用のみお支払いした事故についてはノーカウント事故として取り扱います。

※5 事故連絡をいただいて、**保険金**がまだ支払われていない事故も含まれます。

＜ノンフリート等級の引継ぎに関するご注意＞

- (A) 前契約の記名被保険者と今回のご契約の記名被保険者が異なる場合
下記(a)～(c)に該当する方以外に記名被保険者を設定する場合はノンフリート等級を引き継ぐことができません。ノンフリート等級を引き継ぐことができない場合は、初めてご契約いただく場合と同じ取扱いとなり6等級が適用されます。
- (a) 前契約の記名被保険者
(b) 前契約の記名被保険者の配偶者
(c) (a)または(b)と同居の親族
- ※1 (a)または(b)の別居の未婚の子や別居の親族などへはノンフリート等級を引き継ぐことはできません。また、前契約の記名被保険者が法人の場合には、どなたにもノンフリート等級を引き継ぐことができません。
- ※2 車検証上の所有者名が変更されずに記名被保険者が上記(a)～(c)以外の方に変更された場合、前契約の満期日または解約日から13ヶ月以内は、上記にかかわらず以下のとおりとします。
- ・新契約のノンフリート等級が1～5等級になる場合に限り、ノンフリート等級の引継ぎを行います。
 - ・新契約の事故有係数適用期間が1～6年になる場合に限り、事故有係数適用期間の引継ぎを行います。
- (B) 前契約があり、今回のご契約の始期日が、前契約の保険証券上に記載された満期日(前契約を解約・解除された場合は前契約の解約日・解除日)の翌日から起算して8日以上となる場合は、原則、前契約のノンフリート等級の引継ぎはできませんが、前契約のノンフリート等級(ご契約の保険期間中に事故があった場合は、事故内容、事故件数等により決定されたノンフリート等級とします。)が1～5等級または6(F)等級の場合は、前契約の満期日、解約日または解除日の翌日から13ヶ月以内の日を始期日とする継続契約に前契約のノンフリート等級が引き継がれます。(前契約のノンフリート等級が6(A)、6(B)、6(C)、6(E)、6(G)または7等級以上の場合は、6(F)等級となります。)
- また、前契約の事故有係数適用期間が引き継がれます。(前契約の保険期間が1年の場合であっても、事故有係数適用期間の減算はありません。)
- (C) 前契約の保険証券上に記載された満期日と今回のご契約の始期日が異なる場合でも、今回のご契約の始期日が、前契約の保険証券上に記載された満期日(前契約を解約・解除された場合は前契約の解約日・解除日)の翌日から起算して7日以内の場合は、前契約のノンフリート等級および事故有係数適用期間の引継ぎを行います。

2. 型式別料率クラス制度

保険契約者間の保険料負担の公平性の観点から、お車の用途・車種が自家用普通乗用車または自家用小型乗用車の場合、お車の型式ごとの事故発生状況等に基づき決定された料率クラスを適用する「型式別料率クラス制度」を採用しています。料率クラスは、1～9クラスの9段階(注)で、補償種類(対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険・搭乗者傷害保険、車両保険)ごとに決定されます。(注)数値が大きいほど保険料が高くなります。

3. 保険料の払込方法

保険料の払込みは、「年払」と「月払」からご選択いただけます。払込方法は、クレジットカード払、コンビニエンスストア払および銀行振込があります。※「月払」は当社Webサイトからのみ(払込方法はクレジットカード払のみ)お申し込みいただけます。なお、「月払保険料」のお支払い総額は「年払保険料の5%増」の金額となります。詳細は、「<3>その他の事項【3】保険料の払込方法」をご参照ください。

4. 満期返戻金・契約者配当金

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

5. 解約返戻金の有無

ご契約を解約される場合は、当社お客様センターにご連絡ください。なお、解約に際しては、契約時の条件等によって制限されていない限り、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返戻金としてお支払いします。「<2>注意喚起情報【11】解約と解約返戻金」をご参照ください。詳しくは当社お客様センターまでお問い合わせください。

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

- ご契約に関するご質問・変更のお手続き等は、当社「お客様センター」へご連絡ください。
連絡先電話番号 0120-312-405 (受付時間: 平日 午前9時～午後10時、土・日・祝日 午前9時～午後6時)
- 事故が起きた場合には、当社「事故受付センター」へご連絡ください。
連絡先電話番号 0120-258-312 (24時間365日対応)
- 保険に関する相談・苦情・お問い合わせは、当社「お客様相談デスク」へご連絡ください。
連絡先電話番号 0120-312-770 (受付時間: 平日 午前9時～午後5時)

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。一般社団法人日本損害保険協会、そんぽADRセンター
電話番号 0570-022808 (ナビダイヤル) (受付時間: 平日の午前9時15分～午後5時)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

<<2>注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

1. クーリングオフ

ご契約のお申込み後であっても次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

- ・クーリングオフは、「保険証券兼領収証」(eサービス(証券不発行)特約がセットされている場合は、「保険引受のご案内」ハガキ)を受領された日から8日以内であれば行うことができます(これらの書面がお手元に届いていない場合は、当社お客様センターにお問い合わせ下さい)。ただし、既に保険金をお支払いする事由が生じているにも関わらず、それを知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのクーリングオフの効力は生じません。
- ・クーリングオフの手続きは、下記宛必ず郵便(ハガキ)にてご連絡ください(お電話・FAX・メール等でのお申出は出来ません)。

宛先	〒112-0004 東京都文京区後楽1-5-3 三井ダイレクト損害保険株式会社 お客様センター宛
記載事項	クーリングオフする旨の記載/ご契約者の氏名(押印)、住所、連絡先電話番号/契約申込日/保険種類(自動車保険)/証券番号

返還口座については、保険料の返還につきましては、後ほどお届けいたします「変更届出書」にお振込み口座をご記入いただきます。ハガキへの記入は不要です。クーリングオフされた場合には、既に払い込まれた保険料は、お返しいたします。また、当社はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、始期日(始期日)以降に保険料(月払の場合は初回に払い込みいただく保険料)が払い込まれたときは、当社が保険料を受領した日から解除日までの期間に相当する保険料を払い込みいただくことがあります。

2. 告知義務など(契約締結時にご注意いただきたい事項) Check!

保険契約者または被保険者には、ご契約時に「危険に関する重要な事項」として当社がおたずねする特に重要な事項(告知事項)について正確に告知いただく義務(告知義務)があります。告知事項は、「申込書類等」において「告知事項」または★印で表示しています。また、電話の際には、おたずねする項目が「告知事項」である旨ご説明します。告知いただいた内容が事実と相違する場合は、ご契約を解除したり、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご確認ください。

※お車の用途・車種、使用目的(注)や前契約の事故の有無等については十分ご注意ください。

(注)お車の使用目的は下表のとおりです。

使用目的	基準
A 業務使用	年間を通じて週5日以上または月15日以上業務に使用する場合
B 通勤・通学使用	上記Aに該当せず、年間を通じて週5日以上または月15日以上通勤・通学(注)に使用する場合 (注)通勤・通学には自宅より最寄駅まで使用する場合を含みます。また、家族等を送迎する場合も含みます。例えば、幼稚園(保育園・保育所を除きます。)の送迎は通学にあたります。
C 日常・レジャー使用	上記AおよびBのいずれにも該当しない場合

※「年間を通じて」とは、始期日時点(保険期間)の途中で使用目的を変更される場合はその時点を以て1年間をいいます。

3. 通知義務など(契約締結後にご注意いただきたい事項)

1. 通知義務など Check!

(1) ご契約後、告知いただいた内容のうち、次に掲げる事項(通知事項)の変更がある場合には遅滞なく当社お客様センターにご通知ください。故意または重大な過失によって遅滞なくご通知いただけない場合は、ご契約を解除したり、保険金をお支払いできないことがありますので十分ご注意ください。

・ご契約のお車の用途・車種、登録番号(登録番号に準ずるものを含む。)(注)

・ご契約のお車の使用目的(業務使用/通勤・通学使用/日常・レジャー使用)

(注)用途・車種の変更により、自家用6車種、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)および特種用途自動車(キャンピング車)以外に変更し当社の引受範囲外となった場合(「自家用普通乗用車」から「営業用自動車」等)にはご契約の解約等のお手続きをいただくこととなります。なお、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)または特種用途自動車(キャンピング車)に変更となる場合には、保険期間の末日までの間に限り契約内容の変更手続きを行うことができます。(継続契約のお引受けはできませんのでご注意ください。)

(2) また、以下の事実が発生する場合には、ご契約内容の変更が必要となりますので、あらかじめ当社お客様センターにご通知ください。ご通知や追加保険料の払込みがない場合、ご契約を解除したり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

・ご契約のお車と同一の用途・車種(同一とみなして取り扱うことができる用途・車種を含みます)の自動車を買取り、お車の入替をする場合やご契約のお車の廃車・譲渡・返還に伴い車両所有者、記名被保険者またはそのご家族が既に所有するお車と入替を行う場合(詳しくは「<3>その他の事項【8】お車の入替について」をご参照ください。)

・ご契約のお車を譲渡する場合(このご契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を譲渡する場合)

・記名被保険者が変更になる場合

・年齢条件を変更する場合(ご契約の年齢条件(運転者年齢条件または子供年齢条件)を充たさない方が運転される場合)

・上記の他、特約の追加・削除等契約条件を変更する場合

(3) 事故が発生した場合、事故発生の日時、場所、事故の概要を、直ちに当社事故受付センターにご通知ください。直ちに通知いただけない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。

(4) お引越等によりお申込み時にご記入いただいた住所が変更になった場合も遅滞なく当社お客様センターにご通知ください。ご通知いただけない場合、重要なお知らせやご案内ができないことがあります。

青色の文字の用語については、保険用語のご説明をご参照ください。

2. ご契約内容の変更に関する留意事項

ご契約内容の変更に伴い**保険料**の追加が生じる場合、**追加保険料は当社が指定する期日までに当社に払い込みください**（「月払」の場合は未だ経過していない期間に応じた分割回数により分割して払い込みいただきます）。期日までに追加保険料の払込みがない場合は、**保険金をお支払いできないことがあります**。また、ご契約内容の変更日はお申出の日以降となり、さかのぼっての変更・取消はできません。
※通知事項（3）通知義務など 1. 通知義務など（1）に関する変更にあたっては、追加保険料の払込みがなければ、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合があります。また、ご契約内容の変更日は、変更事由が発生した日となります。
 ご契約内容の変更に伴い**保険料**の追加・返還が生じる場合、追加保険料・返還保険料は短期率（注）と次の算式を用いて計算します。
 追加保険料 = {（新条件による年間保険料） - （旧条件による年間保険料）} × 未だ経過していない期間に対応する短期率（注）
 返還保険料 = {（旧条件による年間保険料） - （新条件による年間保険料）} × （1 - 既に経過した期間に対応する短期率（注））
 （注）短期率は下表のとおりです。なお、「月払」でご契約の場合は、月割を用います。

【短期率】	期間	7日迄	15日迄	1ヶ月迄	2ヶ月迄	3ヶ月迄	4ヶ月迄	5ヶ月迄	6ヶ月迄	7ヶ月迄	8ヶ月迄	9ヶ月迄	10ヶ月迄	11ヶ月迄	12ヶ月迄
	短期率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%
【月割】	期間	1ヶ月迄	2ヶ月迄	3ヶ月迄	4ヶ月迄	5ヶ月迄	6ヶ月迄	7ヶ月迄	8ヶ月迄	9ヶ月迄	10ヶ月迄	11ヶ月迄	12ヶ月迄		
	月割	1/12	2/12	3/12	4/12	5/12	6/12	7/12	8/12	9/12	10/12	11/12	12/12		

<「月払」でご契約の場合のご注意>

追加保険料・返還保険料は次の算式を用いて未だ経過していない期間に応じた分割回数により分割し、変更前の月払保険料から増額・減額します。
 増額・減額となる**保険料** = {（追加保険料または返還保険料） ÷ 未だ経過していない期間に応じた分割回数} × 未だ経過していない期間の分割回数
※1 ご契約内容を変更され、**保険料**の追加が生じる場合で、**変更前の月払保険料に増額となる保険料を加えた額が30,000円を超えるときは、未だ経過していない期間分の保険料を一括して払い込みいただきます。**
※2 **ご契約内容を変更され、保険料の返還が生じる場合で、変更前の月払保険料から減額となる保険料を差し引いた額がマイナスになるときは、変更前の保険料の残りの期間分を一括、一括して払い込みいただいた後、返還保険料を一括して返還いたします。**
※3 **ご契約内容を変更され、保険料の追加が生じる場合で、かつ、ご契約内容の変更日から変更後の月払保険料をいただくまでに保険金をお支払いする事故が生じたときは、クレジットカード会社に対して、クレジットカードの利用限度額および有効性について確認させていただくことがあります。**
 この場合において、**確認がとれないときは、保険金をお支払いできないことがあります。**

3. ご契約が満期になった場合の留意事項

当社の自動車保険は1年毎に契約を更新いただく契約方式となります。**ご契約期間中の事故回数や、その結果に基づき決定される翌年度のノンフリート等級などによっては次回のご契約のお引受け内容が制限される場合、またはお引受けできない場合があります。**

【4】 契約の中断制度

お車を廃車・一時抹消登録もしくは譲渡した、または海外転勤等で海外に出国することになった等の理由により、ご契約を解約する場合または満期時に継続しない場合は、ご契約を一時的に中断し、後日、新たなご契約において、中断されるご契約における保険金をお支払いする事故の有無、事故内容、事故件数等により、所定の**ノンフリート等級**および**事故有係数適用期間**が決定される「中断制度」があります。詳しくは当社お客様センターまでお問い合わせください。なお、ご契約の中断日（ご契約の解約日または満期日）から13ヶ月以上ご連絡がない場合には、この制度をご利用できません。また、海外に出国する場合で、海外へ出国された日が中断日から6ヶ月を超えるときも、この制度をご利用できませんのでご注意ください。

中断制度	中断証明書発行の主な条件	中断後の新たなご契約の主な条件
国内中断 ご契約のお車を長期間手放すために一時的にご契約を中断する場合	A) 中断後の新たなご契約の等級（次回適用する ノンフリート等級 ）（注1）が7～20等級であること B) 中断されるご契約の 満期日 または 解約日 までに ご契約のお車 が廃車、譲渡または貸主に返還（注2）されていること、または、車検満了時に継続検査を受けず、中断されるご契約の 満期日 または 解約日 において車検証が効力を失っていること。	始期日 が契約の中断日の翌日から10年以内、かつご契約されるお車が新規取得自動車であり、その登録日の翌日から1年以内であること。
海外中断 記名被保険者 の海外渡航により一時的にご契約を中断する場合	A) 中断後の新たなご契約の等級（次回適用する ノンフリート等級 ）（注1）が7～20等級であること B) 記名被保険者 が海外へ出国された日が中断されるご契約の 満期日 または 解約日 から6ヶ月以内の日であること。 C) 記名被保険者 が海外から帰国される日より前に締結された最後の保険契約であること	始期日 が 記名被保険者 の出国日の翌日から10年以内、かつ帰国日の翌日から1年を経過した日以前であること。

（注1）次の等級をいいます。（**保険期間**が1年のご契約の場合）
 ・中断されるご契約の**保険期間**中に事故がなかった場合は、中断されるご契約の**ノンフリート等級**から1つ上がった等級（中断後の新たなご契約の**事故有係数適用期間**は、中断されるご契約の**事故有係数適用期間**から「1年」減算されます。）。ただし、中断されるご契約の**始期日**から中断日までの期間が1年未満の場合は、中断されるご契約と同一の等級とします（中断後の新たなご契約の**事故有係数適用期間**は、中断されるご契約の**事故有係数適用期間**と同一の**事故有係数適用期間**となります。）。
 ・中断されるご契約の**保険期間**中に事故があった場合は、「ノンフリート等級別割引・割増制度」における**【ノンフリート等級の決定方法】**により決定された等級（中断後の新たなご契約の**事故有係数適用期間**は、「ノンフリート等級別割引・割増制度」における**【事故有係数適用期間の決定方法】**により決定された**事故有係数適用期間**となります。）。
 ※（注2）貸主に返還とは、1年以上を期間とする借付契約により借入れたリースカーについてリース業者（リース契約に基づき、自動車を有償で貸渡すことを業としてする者をいいます。）に返還することをいいます。
 ※中断される**ご契約のお車**と同一の**用途・車種**（同一とみなして取り扱うことができる**用途・車種**を含みます）に限ります。詳細につきましては当社お客様センターまでお問い合わせください。

【5】 責任開始期

保険責任は、**保険期間**の初日の午後4時（**申込書類**等にて異なる時刻が表示または記載されている場合にはその時刻）に始まり、**保険料**（月払の場合は、初回に払い込みいただく**保険料**）は、ご契約と同時に払い込みください。**保険期間が始まった後であっても、当社が保険料を領収する前に生じた事故による損害または傷害に対しては保険金をお支払いできません。**

【6】 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次に掲げる損害または傷害に対しては**保険金をお支払いできません**。なお、詳細は**普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目**に記載されておりますので、**ご参照ください**。

賠償	対人賠償保険	対物賠償保険	人身傷害保険	搭乗者傷害保険	無保険車傷害特約	自損事故傷害特約	車両保険	弁護士費用補償特約	ファミリー傷害特約
賠償	×	×	×	×	×	×	×	×	×
傷害	△	△	△	△	△	△	△	△	△
賠償	×	×	×	×	×	×	×	×	×
傷害	△	△	△	△	△	△	△	△	△

○：保険金をお支払いします。×：保険金をお支払いできません。△：その**被保険者**本人の損害または傷害についてはお支払いできません。－：対人賠償の対象外です。
 （注）重大な過失により生じた事故による損害については**保険金をお支払いします**。
※1 車両保険の**保険金**が支払われない場合は、身の回り品補償特約、レンタカー費用補償特約、事故付随費用補償特約、指定修理工場入庫臨時費用補償特約についても**保険金**はお支払いできません。
※2 対物賠償保険の**保険金**が支払われない場合は対物超過修理費用補償特約について、また、搭乗者傷害保険の**保険金**が支払われない場合は搭乗者傷害Wケア、搭乗者顔面等賠償特約についても**保険金**はお支払いできません。
※3 上表に加え、車両保険でお支払いできない主な損害は以下のとおりとなります。
 (a) タイヤのみが生じた損害 (b) 欠陥、自然消耗（摩滅・さび・腐しよく等）による損害 (c) 故障（電氣的、機械的故障）による損害
 (d) 取り外された部品や付属品の損害 (e) 詐欺、横領による損害 (f) 航空機、船舶で輸送中の損害
※4 上表に加え、身の回り品補償特約でお支払いできない主な損害は以下のとおりとなります。
 (a) 自転車・水上バイク・サーフボード・ラジコン模型等が生じた損害 (b) ノート型パソコン、携帯電話・ポータブルナビゲーション等の携帯型通信機器に生じた損害 (c) 商品、通貨、有価証券・印紙・切手・クレジットカード・電子マネー等に生じた損害 (d) 貴金属・宝石・美術品に生じた損害
 (e) テープ・カード等に記録されているプログラム、データ等に生じた損害 (f) 動物・植物等の生物に生じた損害 (g) 眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢等の損害 (h) 紛失、欠陥、自然消耗（摩滅・さび・腐しよく等）による損害 (i) 故障（電氣的、機械的故障）による損害
※5 ファミリー傷害（ワイドタイプ）については、人身傷害保険の対象となる事故や就業中の事故による傷害の場合には**保険金**はお支払いできません。また、ファミリー傷害（アウトドアタイプ）については、人身傷害保険の対象となる事故や就業中の事故による傷害の場合のほか、自宅内での事故による傷害の場合には**保険金**はお支払いできません。
※6 各傷害保険において、その**被保険者**の競争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害に対しては**保険金**はお支払いできません。
※7 上表の各保険・特約のいずれにおいても、以下の損害または傷害についてはすべて補償の対象外であり、**保険金**はお支払いできません。
 (a) レース・ラリーなど競技・曲技・試験に使用すること、またはこれらを目的とする場所で使用することにより生じた損害または傷害
 (b) **危険物**を業務として積載、または**危険物**を業務として積載した被牽引自動車を牽引することにより生じた損害または傷害
 (c) 地震・噴火・それらによる津波による損害または傷害 (d) 戦争・革命・反乱・紛争・核燃料・放射能による損害または傷害

【7】重大事由による解除

次の場合は、ご契約を解除し、**保険金**をお支払いできないことがあります。

(A) 当社に**保険金**を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとした場合。

(B) **保険金**の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合。

(C) 上記のほか、(A)および(B)と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合。

【8】補償される運転者の範囲について

「<<1>>契約概要【1】商品の仕組みおよび引受条件等 4. 補償される運転者の範囲について」および「<<3>>その他の事項【4】子供年齢限定特約について」をご参照ください。

【9】免責金額

車両保険には**免責金額**があり、**免責金額**を定額とする方式と増額になる方式（2回目以降の事故に適用される自己負担額が1回目の事故のものより高い金額になる方式）があります。詳しくは当社お客様センターにお問い合わせください。また、ご契約の**免責金額**につきましては、**申込書類等**にてご確認ください。なお、ご契約の条件によっては設定できないパターンもありますのでご了承ください。

定額方式	増額方式（1回目～2回目以降）
5万円	0万円～10万円
10万円	5万円～10万円
15万円	5万円～10万円（車対車免責ゼロ特約（注）あり）

（注）1回目の事故が車対車事故の場合に、1回目の事故に対し免責金額を適用せずにお支払いします。

【10】保険料の払込み猶予期間等の取扱い Check!

保険料払込方法が「月払」の場合、第2回目以降の**保険料**は毎月の払込期日までに払い込みください。第2回目以降の**保険料**の払込期日の翌月末日までにその**保険料**の払い込みがない場合には、その払込期日の翌日以降に生じた事故については**保険金**をお支払いできなかつたり、ご契約を解除させていただくことがあります。

【11】解約と解約返戻金

ご契約後、保険契約を解約される場合には、当社お客様センターにお申出ください。解約の条件によって**保険料**を返還、または未払**保険料**をご請求させていただきますことがあります。また、返還される**保険料**があっても多くの場合お客様にとって不利な取扱い（注）になりますので、ご契約はぜひ継続することをご検討ください。詳しくは当社お客様センターまでお問い合わせください。

（注）解約に伴う返還**保険料**は、ご契約の**保険料**から既に経過している期間に対する短期率（「【3】通知義務など 2. ご契約内容の変更に関する留意事項」をご参照ください。）を乗じた金額を差し引いた金額となります。月払の場合は、ご契約内容の変更が行われた場合等の例外を除き、返還する**保険料**はありません。

【12】保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した**保険金**、解約に伴う返還**保険料**等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。損害保険業界では、お客様を保護する制度として、損害保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）を設立し、当社もこの制度に加入しております。

自動車保険は、保護機構の補償制度の対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、**保険金**や解約に伴う返還**保険料**等は80%まで補償されます。ただし、破綻時から3ヶ月以内に発生した事故による**保険金**は100%補償されます。詳しくは当社お客様センターにお問い合わせください。

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

- ご契約に関するご質問・変更のお手続き等は、当社「お客様センター」へご連絡ください。
連絡先電話番号 0120-312-405（受付時間：平日 午前9時～午後10時、土・日・祝日 午前9時～午後6時）
- 事故が起こった場合には、当社「事故受付センター」へご連絡ください。
連絡先電話番号 0120-258-312（24時間365日対応）
- 保険に関する相談・苦情・お問い合わせは、当社「お客様相談デスク」へご連絡ください。
連絡先電話番号 0120-312-770（受付時間：平日 午前9時～午後5時）

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
電話番号 0570-022808（ナビダイヤル）（受付時間：平日の午前9時15分～午後5時）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

＜3＞その他の事項

ご契約に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

【1】ご契約のお手続きについて

1. 当社Webサイトからのご契約手続き

当社Webサイトからご契約手続きをいただくと、インターネット契約割引により保険料を割り引きます。【1】保険料の割引制度、【2】インターネット契約割引をご参照ください。ただし、以下に該当する場合は当社Webサイトからのご契約手続きができませんので、申込書兼確認書またはお電話によるご契約手続きをお願いします。なお、契約締結後、以下に該当する事実が判明した場合はインターネット契約割引も適用なりません。

(A) 現在他社のご契約で、**保険期間**中に2件以上の事故があった場合（なお、3件以上の事故がある場合の他、**ノンフリート等級**によっては当社でお引き受けできない場合がありますのでご了承ください。）

(B) 現在のご契約が、JA共済・全労済・中小企業共済以外の共済での契約の場合

(C) 当社による車検証の取付けにご同意いただけない場合

(D) 過去13ヶ月以内に満期を迎え継続されていない、または解除された自動車保険がある場合

(E) 中断証明書をお持ちの場合

(F) 現在のご契約が、1年以外の場合、または現在の**保険期間**1年のご契約を**保険期間**途中で解約された場合

(G) 現在のご契約が、「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用していない保険会社または共済での契約の場合で、かつ、その前年のご契約の保険会社または共済と異なる場合（ご契約の**始期日**が2014年4月1日以降の場合） など

2. 申込書兼確認書またはお電話によるご契約手続き

当社Webサイト以外のご契約手続きにつきましては以下のとおりとなります。

(A) 新たに当社でご契約いただくお客さま（初めて自動車保険をご契約されるお客さまおよび前契約の保険会社当社以外のお客さま）
申込書兼確認書にご署名、ご捺印いただき、**申込書兼確認書記載の必要書類（車検証のコピー等）**を同封の上、**返信用封筒**でご郵送ください。なお、**保険料の払込方法**や**保険が開始するまでの日数**によりましては、お電話でご契約いただくこともございます。

(B) 前契約を当社でご契約のお客さま
お電話によりご契約いただきます。継続のご案内または継続見積書にしたがって、お電話にてのごお申し込みください。

【2】ご契約のお手続きの際にご確認いただきたい事項

申込書類等の入力または記載内容について誤りがないかご確認ください。お申し出いただいた内容が事実と異なる場合は、**保険料が変更となる場合がありますので必ずご連絡ください。ご契約締結後、請求が判明した場合は始期日**にさかのぼり**保険料を追加、返還させていただきます。**

なお、当社では、自動車保険を初めてご契約されるお車につきましては、車検証にて登録番号や車台番号等を確認させていただきますが、お申込み内容と車検証等の内容が異なる場合は、ご照会させていただきます場合があります。また、車検証は、**ご契約のお車**の登録内容を確認するためにのみ使用し、その他の目的には使用いたしません。

※申込書兼確認書もしくはお電話でお申込みの場合、または**ご契約のお車**が**自家用軽四輪乗用車**もしくは**自家用軽四輪貨物車**で当社Webサイトからお申込みの場合は、お客さまから車検証の写しを当社にお送りいただけますが、それ以外の場合は、**道路運送車両法第22条**に基づき、当社にて一般財団法人自動車検査登録情報協会または運輸支局から車検証と同一内容の登録情報を取り付け、確認させていただきます。なお、上記にかかわらず当社が必要と判断した場合については、同様に当社にて取り付け、確認させていただきます。

【3】保険料の払込方法

1. 保険料の払込方法は、「年払」と「月払」があります。

	クレジットカード払	コンビニエンスストア払	銀行振込（注）
年払	○	○	○
月払	○	×	×

（注）当社Webサイトからのお申込みの場合、ジャパンネット銀行（契約者ご本人名義口座）のみとなります。

2. 補償は、保険料領収日（月払の場合は初回に払い込みいただく**保険料**の領収日）または**始期日**のいずれか遅い日から開始されます。期限までに払込みのない場合はご契約を解除したり、**保険金**をお支払いできないことがあります。

(1) 「年払」でご契約の場合

払込方法	領収日
クレジットカード払	カード利用の承認がなされた日
コンビニエンスストア払	コンビニエンスストアでお客さまが払い込みを行った日
銀行振込	当社銀行口座に着金した日

(2) 「月払」でご契約の場合

	初回（お申込み時）		2回目以降	
	領収日	払込みいただく保険料	領収日	払込みいただく保険料
初めて自動車保険をご契約される方（ 10回払 ）		月払保険料の3ヶ月分	始期月（注1）の翌月以降（9回）、 保険料を払い込みいただく月の末日 （保険料払込期日）	月払保険料
現在他社でご契約されている方（ 11回払 ）	カード利用の承認がなされた日	月払保険料の2ヶ月分	始期月（注1）の翌月以降（10回）、 保険料を払い込みいただく月の末日 （保険料払込期日）	
現在当社でご契約されている方		月払保険料	始期月（注1）以降（11回）、 保険料を払い込みいただく月の末日 （保険料払込期日）	
上記以外の場合（ 11回払 ）		月払保険料の2ヶ月分	始期月（注1）の翌月以降（10回）、 保険料を払い込みいただく月の末日 （保険料払込期日）	

（注1）始期月は、**始期日**の属する月をいいます。
 （注2）前々月の末日にお申し込みいただいた場合は11回払となります。
 ※月払保険料は次の算式で計算します。なお、月払保険料が30,000円超となる場合、月払はご利用いただけません。
 月払保険料＝年払保険料×（1+0.05（事務手数料率））×1/12（円位四捨五入）

【4】子供年齢限定特約について

運転者年齢条件が適用される方（注）のうち最も若い方が、下記のいずれかの方（以下「子供」といいます。）である場合には、子供年齢限定特約をセットして、子供年齢条件を設定することをすることができます。この場合、運転者年齢条件（注）は、運転者年齢条件が適用される方（注）のうち子供以外の方で最も若い方の年齢に基づいて選択してください。（子供年齢限定特約をセットしている場合は、子供が運転されているときの事故については子供年齢条件を適用します。）

(A) **記名被保険者**またはその**配偶者**と同居の子
 (B) **記名被保険者**またはその**配偶者**の子の**配偶者**（ただし、**記名被保険者**またはその**配偶者**と同居している場合に限ります。）

（注）＜1＞契約概要【1】商品の仕組みおよび引受条件等4.補償される運転者の範囲について（1）運転者年齢条件をご参照ください。
 ※子供年齢条件は、年齢を問わず補償、21歳以上補償、26歳以上補償および30歳以上補償の4つの年齢条件からお選びいただけます。ただし、運転者年齢条件よりも若い年齢条件のみをお選びいただくことができません。
 <例>運転者年齢条件が30歳以上補償の場合、子供年齢条件は、年齢問わず補償、21歳以上補償、26歳以上補償が選択可能（30歳以上補償は選択不可）。

【5】契約後他社とのノンフリート等級に関する情報の確認について

ノンフリート等級の適正な引継ぎを行うために、**ノンフリート等級**制度に参加している保険会社、JA共済、全労済、自動車共済等（教職員共済、自治労共済は除きます。）、中小企業共済、全自共済で**前契約の記名被保険者・保険期間・ノンフリート等級・事故有係数適用期間**、事故件数等の確認をさせていただきます。ただし、現行の制度では当社でご契約いただく前に、**前契約**のそれぞれの項目を確認することができます。確認のために**保険期間**の開始後4ヶ月程度の期間がかかる場合があります。万一、**ノンフリート等級・事故有係数適用期間**に誤りがあることが判明した場合は、**始期日**にさかのぼりご契約内容の訂正と**保険料**の追加・返還が必要となります。なお、**保険料**が追加となる場合に**追加保険料の払込**に際していただくときと、ご契約を解除させていただくことがあります。

【6】保険料の算出について

当社の自動車保険では、適用される**ノンフリート等級・事故有係数適用期間**、お車の種類のほか、以下のとおり、**記名被保険者**の年齢、使用目的などに基づき、**保険料**を算出しております。当社は、**損害率の動向**に応じて**保険料の見直し**を随時行っており、**保険料は予告なく変更となる場合があります**。なお、**記名被保険者の年齢**やお車の**型式**ごとに定める**料率クラス**（毎年見直しを行います。）等によっても**保険料が異なる**ことがあり、前年のご契約が無事故であっても、ご継続の際に**保険料が高くなる**場合があります。

1. 記名被保険者の年齢

お車の**用途・車種**が、自家用普通乗用車・自家用小型乗用車または自家用軽四輪乗用車で、かつ運転者年齢条件が26歳以上補償、30歳以上補償または35歳以上補償の場合（子供年齢限定特約がセットされている場合は、子供年齢条件が26歳以上補償または30歳以上補償の場合に限ります。）、**始期日**における**記名被保険者**の年齢に応じて**保険料**を算出しています。（ただし、お車の使用目的が業務使用の場合は**保険料**を除きます。）

2. 使用目的

お車の主な使用目的に応じて**保険料**を算出しています。**保険料**は、業務使用、通勤・通学使用、日常・レジャー使用で異なります。

【7】保険料の割引制度

1. 運転者限定割引

（＜1＞契約概要【1】商品の仕組みおよび引受条件等4.補償される運転者の範囲について（2）運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約、運転者本人限定特約をご参照ください。）、**運転者**される方を**記名被保険者**とすることで**家族**に限定、**記名被保険者**とその**配偶者**に限定、または、**記名被保険者**本人のみに限定することで、**保険料**をそれぞれの限定の仕方に応じて割引きます。

2. インターネット契約割引

当社Webサイトからお申込み、ご契約いただいた場合に**保険料**を4,000円（**前契約**を当社でご契約のお客さまは3,000円。月払の場合は、この割引を適用した金額を基準として、月払保険料を計算します。）割引します。

3. eサービス（証券不発行）割引

当社Webサイトからお申込み、ご契約いただく際にeサービス（証券不発行）特約をセットされ、保険証券の発行を請求されない場合に、**保険料**を500円（月払の場合は、この割引を適用した金額を基準として、月払保険料を計算します。）割引します。

4. ご紹介割引

当社の自動車保険またはバイク保険のご契約者等からご紹介いただいた方が、申込書兼確認書（注1）またはお電話でお手続きいただいた場合（注2）において所定の要件を充たすとき、初年度に限り、**保険料**を2,000円（月払の場合は、この割引を適用した金額を基準として、月払保険料を計算します。）割引します。

（注1）お見積り時またはお見積り前、当社の自動車保険またはバイク保険のご契約者等からご紹介いただいた方がご連絡いただき、当社からお送りする、本割引を適用した**保険料**が表示された申込書兼確認書にてお手続きいただいた場合に限ります。

（注2）したがって、本割引はインターネット契約割引との併用はできません。

5. セカンドカー割引

新たに取得された2台目以降のお車について初めてご契約いただく場合において、以下の条件をすべて充たすときは、セカンドカー割引が適用され、7等級でのお引受けとなります。

(A) 2台目以降のお車の**保険契約の始期日**に、11等級以上の1台目の有効な**保険契約**があること。
 (B) 2台目以降のお車の**保険契約の記名被保険者**および**車両所有者**が個人であること。
 (C) 2台目以降のお車の**保険契約の記名被保険者**が、1台目の**保険契約の記名被保険者**、**記名被保険者の配偶者**、**記名被保険者**またはその**配偶者**の同居の**親族**のいずれかであること。
 (D) 2台目以降のお車の**保険契約の車両所有者**が、1台目の**保険契約の車両所有者**、**記名被保険者**、**記名被保険者の配偶者**、**記名被保険者**またはその**配偶者**の同居の**親族**のいずれかであること。
 (E) 1台目のお車の**用途・車種**が、**自家用6車種**、**自家用普通貨物車**（最大積載量0.5トン超2トン以下）および**特種用途自動車**（キャンピング車）のいずれかであること。

6. 新車割引

お車の**用途・車種**が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車または自家用軽四輪乗用車の場合において、お車が**新車**（**始期日**の属する月が、お車の**初度登録年月**の翌月から25ヶ月以内である場合をいいます。）のときは、**保険料**を割引きます。

7. 車両保険セット割引

車両保険をセットしてご契約いただく場合、**保険料**を割引きます。

8. ECO割引

ご契約のお車がハイブリッド車または電気自動車（注）の場合で、**始期日**の属する月が**初度登録年月**の翌月から起算して13ヶ月以内のとき、**保険料**を割引きます。
 （注）当社が認めたハイブリッド車または電気自動車で、その**用途・車種**が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車が対象となります。改造車等につきましては、割引の適用対象外となる場合があります。

【8】お車の入替について

新たにお車を取得された場合や、**ご契約のお車**を廃車・譲渡・返還された場合で他に所有するお車があるときは、**ご契約のお車**の入替が可能です。ただし、入替の対象となるのは、下記（1）または（2）のお車です。

- (1) 以下のいずれかに該当する方が新たに取得したお車
- (A) 入替前のお車の所有者
 - (B) 入替前のご契約の**記名被保険者**
 - (C) 入替前のご契約の**記名被保険者の配偶者**
 - (D) 入替前のご契約の**記名被保険者**またはその**配偶者**の同居の**親族**
- なお、「取得」に関しては**所有権留保条項付売買契約**による購入やリース契約による借入れを含みます。
- (2) 入替前のお車が廃車、譲渡または返還され、その時点で上記（1）の(A)～(D)のいずれかに該当する方が所有（**所有権留保条項付売買契約**による購入やリース契約による借入れを含みます。）するお車
- <お車の入替を適用できる**用途・車種**区分>

【入替前】	【入替後】
自家用普通乗用車	自家用普通乗用車
自家用小型乗用車	自家用小型乗用車
自家用軽四輪乗用車	自家用軽四輪乗用車
自家用軽四輪貨物車	自家用軽四輪貨物車
自家用小型貨物車	自家用小型貨物車
自家用普通貨物車 （最大積載量0.5トン超2トン以下）	自家用普通貨物車 （最大積載量0.5トン超2トン以下）(注)
自家用普通貨物車 （最大積載量0.5トン以下）	自家用普通貨物車 （最大積載量0.5トン以下）
特種用途自動車（キャンピング車）	特種用途自動車（キャンピング車）(注)

（注）お車の入替等により自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）または特種用途自動車（キャンピング車）に変更となる場合には、**保険期間**の末日までの間に**契約内容**の変更手続きを行うことができます。（継続契約のお引受はできませんのでご注意ください。）

<お車の入替における自動補償>
 お車の入替の対象が上記の（1）のお車である場合には、新たに取得したお車の取得日より30日以内に入替のお手続きをされた場合に、その取得日から当社が入替を承認するまでの期間について、新たに取得したお車をご契約の**廃車**とみなしてお取り扱います。ただし、新たなお車を取得すると同時に**ご契約のお車**を**廃車**、**譲渡**または**返還**された場合に限ります。

【9】補償の重複について Check!

本保険のご契約にあたり、以下の補償については、補償内容が同様の**保険契約**が他にある場合は、補償の一部重複が生じることがあります。つきましては、以下の補償のセットをご検討される場合は、他のご契約との**補償内容の差異**や**保険金額**等をご確認いただきますようお願いいたします。各補償内容の詳細については**普通保険約款・特約**をご確認ください。

1. 人身傷害保険

ご契約のお車以外のお車をお持ちの場合で、そのお車の保険にも人身傷害保険等をセットされているときには、この人身傷害保険と補償の重複が生じることがありますのでご注意ください。（併せて「搭乗中のみ補償特約」をセットすることでこのように補償の対象となる事故の範囲が限定され、**保険料**がお安くなります。ただし、廃車に伴い、「搭乗中のみ補償特約」をセットしていないご契約を解約された場合等には**ご契約のお車**に搭乗中以外の補償がなくなる）ことがありますのでご注意ください。）

2. 原付特約

原動機付自転車について適用される他の**保険契約**等がある場合、**原付特約**と補償の重複が生じることがありますので、ご注意ください。ただし、「原付特約」を1契約のみにセットされた場合で、**廃車**に伴い「原付特約」をセットされたご契約を解約されたとき等には「原付特約」の補償がなくなる」ことがありますのでご注意ください。

3. 弁護士費用補償特約

ご契約のお車以外のお車・バイクをお持ちの場合で、そのお車・バイクの保険にも弁護士費用補償特約をセットされているときなどは補償の重複が生じることがありますのでご注意ください。ただし、「弁護士費用補償特約」を1契約のみにセットされた場合で、廃車に伴い「弁護士費用補償特約」をセットされたご契約を解約されたとき等には「弁護士費用補償特約」の補償がなくなる場合がございますのでご注意ください。
※記名被保険者およびそのご家族以外の方については、弁護士費用補償特約をセットされたご契約のお車に搭乗中の場合のみ補償されますのでご注意ください。

【10】お支払いする保険金とその額について

詳細については**普通保険約款・特約**をご確認ください。

保険・特約の名称	補償の内容
対人賠償保険 ※自動セット	ご契約のお車 を運転中等の事故により、歩行者、相手の車に搭乗中の方、 ご契約のお車 に搭乗中の方など他人を死傷させた場合、ご自身の過失割合にかかわらず、死傷された方（またはその父母、配偶者・子）が被る損害について、実損害額（傷害の場合は治療費や休業損害など、死亡や後遺障害の場合は 逸失利益 などの実損害額）の全額を、当社 普通保険約款・特約 に定める「人身傷害条項損害額基準」に従って 被保険者1名につき保険金額 を限度として、 被保険者 ごとに補償します（「一般タイプ」の場合）。なお、搭乗中のみ補償特約をセットした「搭乗中のみタイプ」の場合は、補償の範囲が ご契約のお車 に搭乗中の方のみに限定されます。
対物賠償保険 ※自動セット	ご契約のお車 を運転中等の事故により、他人の車や建物など他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害について、1事故あたり、 保険金額 を限度として補償します（注1）。

（注1）示談に要した費用や訴訟費用または仲裁、和解もしくは調停に要した費用等については、当社の書面による同意がある場合には、お支払いする**保険金**とは別枠で当社の承認した金額をお支払いします。

人身傷害保険 「一般タイプ」 「搭乗中のみタイプ」	搭乗者傷害保険	無保険車傷害特約 ※自動セット	自損事故傷害特約 ※人身傷害保険をセットされない場合にお選びいただけます。
記名被保険者 またはそのご家族の方、あるいは ご契約のお車 に搭乗中の方が自動車事故で死傷された場合、ご自身の過失割合にかかわらず、死傷された方（またはその父母、配偶者・子）が被る損害について、実損害額（傷害の場合は治療費や休業損害など、死亡や後遺障害の場合は 逸失利益 などの実損害額）の全額を、当社 普通保険約款・特約 に定める「人身傷害条項損害額基準」に従って 被保険者1名につき保険金額 を限度として、 被保険者 ごとに補償します（「一般タイプ」の場合）。なお、搭乗中のみ補償特約をセットした「搭乗中のみタイプ」の場合は、補償の範囲が ご契約のお車 に搭乗中の方のみに限定されます。	ご契約のお車 に搭乗中の方が自動車事故で死傷された場合に、実際の治療費等にかかわらず、 保険金額 に基づいて、 被保険者 ごとに、以下のとおり 保険金 をお支払いします。ただし、事故発生の日から180日以内の死亡・ 後遺障害 または 治療 が対象となります。 ・死亡 保険金 ： 被保険者 の方が死亡された場合、 保険金額 の全額をお支払いします（注2）。 ・後遺障害 保険金 ： 被保険者 の方が 後遺障害 を被られた場合、 保険金額 に 後遺障害 の程度に応じた割合（4～100%）を乗じた額をお支払いします。 ・医療 保険金 ： 被保険者 の方が5日以上 入院 または 通院 された場合、実際の治療費等にかかわらず、ケガの部位と症状によって一定の金額（例：手足の打撲…5万円、腕の骨折…35万円など。後記<表>をご参照ください）をお支払いします。5日未満の場合は一律1万円をお支払いします。 医療 保険金 は、治療中でも早期に 保険金 をお支払いしますので、当座の費用としてご利用いただけます。	無保険車との自動車事故で、 記名被保険者 もしくはそのご家族の方、または ご契約のお車 に搭乗中の方が、死亡された場合または 後遺障害 を被られた場合に、加害者が負担すべき損害賠償額から、 自賠責保険 等から支払われるべき額を超過する損害について、 被保険者 ごとに2億円を限度に補償します。 ※無保険車とは、対人賠償保険の契約がない等の自動車・バイク等をいいます。	単独事故（ガードレール・電柱、家屋等に衝突などの事故）など 自賠責保険 等で補償されない事故で、車両所有者の方または ご契約のお車 に搭乗中の方が死傷された場合、 被保険者 ごとに以下のとおり 保険金 をお支払いします。 ・死亡 保険金 ： 被保険者 の方が死亡された場合、1,500万円をお支払いします（注2）。 ・後遺障害 保険金 ： 被保険者 の方が 後遺障害 を被られた場合、 後遺障害 の程度に応じて50～2,000万円をお支払いします。 ・医療 保険金 ： 被保険者 の方が 入院 された場合は1日につき6,000円、 通院 された場合は1日につき4,000円をそれぞれお支払いします。ただし、1事故につき100万円を限度とします。

（注2）搭乗者傷害保険、自損事故傷害特約において死亡**保険金**を支払う場合、1回の事故につき、同一の**被保険者**に対し支払った後遺障害**保険金**があるときは**保険金額**（自損事故傷害特約の場合は1,500万円）から既に支払った後遺障害**保険金**の額を差し引いてその残額をお支払いします。

車両保険 「一般タイプ」 「限定タイプ」	車両保険 「一般タイプ」 「限定タイプ」
ご契約のお車 が衝突等の偶然な事故や盗難などにより被る損害につき 全損 の場合は 保険金額 の全額を、それ以外の場合は損害額から 免責金額 を控除した金額を、車両 保険金 としてお支払いします。また、車両 保険金 とは別枠で、盗難車引取り、運搬、仮修理、損害の発生または拡大防止のために要した費用などの合計額につき、 保険金額 の10%または15万円のいずれか高い額を限度にお支払いします。 ※1 補償の範囲は車両 保険 のタイプ（「一般タイプ」「限定タイプ」）によって異なります。詳細は「>契約概要【1】商品の仕組みおよび引渡条件等」2.補償内容をご参照ください。 ※2 保険金額 が ご契約のお車 の時価額を著しく超える場合は、その時価額を限度にお支払いします。	ご契約のお車 が衝突等の偶然な事故や盗難などにより被る損害につき 全損 の場合は 保険金額 の全額を、それ以外の場合は損害額から 免責金額 を控除した金額を、車両 保険金 としてお支払いします。また、車両 保険金 とは別枠で、盗難車引取り、運搬、仮修理、損害の発生または拡大防止のために要した費用などの合計額につき、 保険金額 の10%または15万円のいずれか高い額を限度にお支払いします。 ※1 補償の範囲は車両 保険 のタイプ（「一般タイプ」「限定タイプ」）によって異なります。詳細は「>契約概要【1】商品の仕組みおよび引渡条件等」2.補償内容をご参照ください。 ※2 保険金額 が ご契約のお車 の時価額を著しく超える場合は、その時価額を限度にお支払いします。
車両全損時臨時費用 保険金 ： 全損 の場合は、上記 保険金 とは別枠で、臨時費用 保険金 として 保険金額 の10%（ただし、20万円限度）をお支払いします。	車両全損時臨時費用 保険金 ： 全損 の場合は、上記 保険金 とは別枠で、臨時費用 保険金 として 保険金額 の10%（ただし、20万円限度）をお支払いします。
車対車 免責ゼロ特約 （車両 保険 の 免責金額 に関する特約）	相手を確認できる他の車 との接触、衝突事故の場合、1回目の事故に限り、車両 保険 の 免責金額 がゼロ円になります。
身の回り品補償特約 ※車両 保険 をセットされる場合にお選びいただけます。	車両 保険 の 保険金 が支払われる事故にともない、 ご契約のお車 の車内、トランク内またはキャリヤに固定された、日常生活の用に供するために個人が所有する身の回り品に生じた損害について、1事故につき 保険金額 を限度に補償します。
事故付随費用補償特約 ※車両 保険 をセットされた場合にお選びいただけます。	車両 保険 の 保険金 が支払われる事故にともない、 ご契約のお車 が自力走行不能となったときに生じる次の費用を補償します。 ・臨時宿泊費用：臨時に宿泊せざるを得なかった場合、ホテルや旅館に宿泊した場合の宿泊費用について、1事故につき1名ごとに1泊1万円を限度にお支払いします。 ・臨時帰宅費用：合理的な経路および方法により、事故発生地から自宅または当の目的地へ移動するために負担する交通費について、1事故につき1名ごとに2万円を限度にお支払いします。 ・搬送・引取費用：事故発生地から自宅近くの修理工場もしくは当社の指定する場所まで ご契約のお車 を搬送する費用または事故発生地で修理完了後自宅まで搬送する費用を、1事故につき10万円を限度にお支払いします。

弁護士費用補償特約	記名被保険者
弁護士費用補償特約	もしくはそのご家族の方または ご契約のお車 に搭乗中の方が、自動車被害事故（相手自動車の所有、使用または管理に起因する偶然な事故）で死亡された場合、 後遺障害 を被られた場合、ケガで 入院 もしくは 通院 された場合、またはそれらの方の所有、使用もしくは管理する財物に損害を被った場合、相手方との交渉を弁護士に依頼したときなどに必要となる損害賠償請求費用（注）について、実際に負担された金額をお支払いします（ただし、1事故につき 被保険者 1名ごとに300万円限度）。また、法律相談費用についても、1事故につき 被保険者 1名ごとに10万円を限度にお支払いします。 （注）弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬、訴訟費用等をいいます。
ファミリー傷害特約 「アウトドアタイプ」 「ワイドタイプ」	記名被保険者 またはそのご家族（注1）の方が、国内において急激かつ偶然な外来の事故（注2）によって傷害を被り、平常の業務に従事することもしくは平常の生活ができなくなり、または平常の業務に従事することもしくは平常の生活に支障が生じ、かつ、医師の 治療 を受けた場合、以下のとおり 保険金 をお支払いします。 ・入院 保険金 ： 入院 または著しい障害により医師の 治療 を受けた場合、1日につき5,000円をお支払いします。ただし、事故の日から60日以内の 入院 ・ 治療 に限りです。 ・通院 保険金 ： 通院 により医師の 治療 を受けた場合、1日につき1,000円をお支払いします。ただし、事故の日から60日以内の 通院 で、30日分を限度とします。 （注1）「家族型」の場合です。「夫婦型」の場合は 記名被保険者 またはその 配偶者 が対象となります。 （注2）人身傷害 保険 のお支払いの対象となる事故や就業中の事故を除きます。 ※「アウトドアタイプ」は自宅内の事故は補償の対象外となります。「ワイドタイプ」は自宅内の事故も対象となります。
対物超過修理費用特約	ご契約のお車 を運転中の事故で、相手の車に損害が生じ、対物賠償 保険 の 保険金 が支払われる場合において、相手の車の修理費がその時価額を超過したときに、その差額（注）について50万円を限度として補償します。ただし、 保険金 をお支払いするのは、相手の車に損害が生じた日の翌日から6ヶ月以内に、相手の車が実際に修理された場合に限りです。 （注）ご自身の過失割合のみが対象となります。
搭乗者傷害Wケア ※搭乗者傷害 保険 をセットされる場合にお選びいただけます。	搭傷医療倍額支払特約 搭乗者傷害 保険 について、ケガの際にお支払いする医療 保険金 を2倍にしてお支払いします。 搭傷育児費用補償特約 満18歳未満の 未婚 の子を扶養している方が事故により死亡されたまたは重度後遺障害を被り、搭乗者傷害 保険 のお支払いの対象となる場合に、1名につき500万円を育児費用 保険金 としてお支払いします。 ※搭乗者傷害Wケアとは、搭傷医療倍額支払特約と搭傷育児費用補償特約をあわせた総称です。 ※搭傷顔面部等倍額特約や搭傷死亡等対象外特約との同時セットはできません。
搭傷顔面部等倍額特約 ※搭乗者傷害 保険 をセットされる場合にお選びいただけます。	補償の対象となるお車に搭乗中の事故により、傷害を被った部位が「顔部」または「顔面部」の場合、搭乗者傷害 保険 で支払われる医療 保険金 を倍額（注）にして 被保険者 にお支払いします。 （注）詳細については 普通保険約款・特約 をご確認ください。 ※搭乗者傷害Wケアや搭傷死亡等対象外特約との同時セットはできません。
搭傷死亡等対象外特約 ※搭乗者傷害 保険 をセットされる場合にお選びいただけます。	搭乗者傷害 保険 の死亡 保険金 および後遺障害 保険金 をお支払い対象外とし、医療 保険金 のみをお支払いする特約です。 ※搭乗者傷害Wケアや搭傷顔面部等倍額特約との同時セットはできません。
レンタカー費用特約 ※車両 保険 をセットされる場合にお選びいただけます。	車両 保険 が支払われる事故において、 ご契約のお車 が修理などで使用できない間に、被 保険者 が 実際に負担したレンタカー費用 をお支払いします。ただし、1日あたりのレンタカー費用は保険証券記載の 保険金 日額を限度とし、借入日数は30日を限度とします。
指定修理工場入庫特約 ※車両 保険 に自動車セット	ご契約のお車 が損傷し車両 保険 の 保険金 が支払われる場合で、 ご契約のお車 を当社の指定修理工場に入庫して実際に修理するとき、2,000円をお支払いします。ただし、 保険金 をお支払いするのは分損事故の場合（修理費が 保険金額 未満となる場合）に限りです。なお、指定修理工場につきましては当社Webサイトをご覧ください。
他車運転特約 ※自動セット	記名被保険者 またはそのご家族の方（注1）が臨時に借りたお車（注2）を運転中の賠償事故（対人・対物）、自損事故傷害事故または車両事故について、 ご契約のお車 の賠償 保険 （対人・対物）、自損事故傷害特約・車両 保険 の規定を適用して、臨時に借りた自動車の自動車 保険 に優先して 保険金 をお支払いします。ただし、自損事故傷害特約・車両 保険 については、 ご契約のお車 に自損事故傷害特約・車両 保険 をセットいただいた場合に限りです。 （注1） ご契約のお車 の自動車 保険 に、補償される運転者の範囲を限定する特約（運転者年齢限定特約、運転者本人限定特約等）がセットされている場合は、その範囲のみに限られます。 （注2）用途・車種が 自家用6車種 （自家用普通貨物車（最大積載量0.5トンを超2トンを以下）および特種用途自動車（キャンピング車））に限りです。
原付特約 「賠償タイプ」 「賠償・自損傷害タイプ」 「賠償・人身傷害タイプ」	記名被保険者 またはそのご家族の方が 原動機付自転車 （借用車も対象。以下同様とします。）を所有、使用もしくは管理中に生じた賠償 保険 （対人・対物）に関する事故、または 原動機付自転車 に搭乗中に生じた自損事故傷害特約もしくは 人身傷害保険 に関する事故につき、それぞれのタイプに応じて ご契約のお車 の賠償 保険 （対人・対物）、自損事故傷害特約・人身傷害 保険 の規定を適用して補償します。

<表> 搭乗者傷害**保険** 医療**保険金**（部位・症状別払）（単位：万円）

部位	頭部		頸部		胸部、腹部、腰部または臀部		上肢		下肢		全身
	顔面部	頭部	頸部	胸部、腹部、腰部または臀部	上肢	下肢	上肢	下肢			
症状・治療日数	を眼および顔面部を除外し、歯を除外し、歯を除外し	眼	歯	胸部または腹部または臀部または	手指を除く	手指を除く	手指	手指	足指を除く	足指	
5日未満の 治療					1						
5日以上 治療	打撲、捻挫、挫傷、擦過傷	5	5	-	-	5	5	5	5	5	5
	挫創または挫減創	10	10	-	-	10	10	5	5	5	15
	骨折または脱臼	60	35	-	-	60	30	60	35	20	25
	欠損または切断	-	15	-	-	5	-	60	25	70	30
	筋または腱の断裂（完全に切断された状態をいいます）	-	-	-	-	-	-	40	25	30	10
	神経（脊髄を除く）の損傷または断裂	100	45	50	-	70	-	70	40	25	30
	脊髄の損傷または断裂	-	-	-	-	100	-	100	-	-	-
	頭蓋内の内出血もしくは血腫または眼球の内出血もしくは血腫	90	-	20	-	-	-	-	-	-	-
	臓器の損傷もしくは破裂または眼球の損傷もしくは破裂	-	-	55	-	80	-	-	-	-	-
	熟傷	5	5	-	-	5	5	5	5	5	15
その他	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	

※1 「全身」とは次の区分による6部位のうち3部位以上にわたるものをいいます。
 (1) 頭部 (2) 顔面部 (3) 頸部 (4) 胸部、腹部、腰部、臀部または臀部 (5) 上肢 (6) 下肢
 ※2 胸部または腹部には、胸骨、ろく骨、鎖骨および肩こぶ骨を含みます。
 ※3 この表における**治療**とは、病院または診療所に**入院**または**通院**した**治療**をいい、5日以上の**治療**は、5日目の**入院**または**通院**の日が事故の発生の日を含めて180日以内の場合に限りです。

- ※4 各症状に該当しない傷害であっても、各症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する症状に該当したもののみをします。
- ※5 同一の事故により被った傷害の部位およびその症状が、この表の複数の項目に該当する場合、当会社はそれぞれ別の項目により支払われる金額のうち、もっとも高い金額を医療保険金として支払います。

【11】 保険金のご請求時に提出いただく書類について

- 被保険者または保険金**を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます）が**保険金**の請求を行うときは、次表の書類のうち当社が求めるものをご提出いただきます。
- ※1 ご提出いただく書類には●を付けています。－が付されている場合は、ご提出いただく必要はありません。
 - ※2 **特約**に基づいて次表の補償種類以外の補償に関する**保険金**の請求を行うときは、次表の書類のほか、各**特約**に定める書類をご提出いただきます。
 - ※3 損害賠償請求権者が当社に損害賠償額を直接請求する場合は、次表の「1. 相手への補償」に●を付した書類のうち当社が求めるものをご提出いただきます。
 - ※4 事故の内容、損害額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

＜保険金請求に必要な書類＞

補償種類 保険金請求に必要な書類	1. 相手方への補償		2. お客ガの補償				3. お車の補償
	対人賠償保険	対物賠償保険	人身傷害保険	搭乗者傷害保険	無保険車傷害特約	自損事故傷害特約	車両保険
保険金請求書	●	●	●	●	●	●	●
公の機関が発行する交通事故証明書またはこれに代わるべき書類	●	●	●	●	●	●	●
所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類（被害物が盗難された場合）	－	－	－	－	－	－	●
死亡診断書、 遺失利益 の算定の基礎となる収入の額その他の死亡による損害の額を示す書類および戸籍謄本（死亡に関して支払われる 保険金 を請求する場合）	●	－	●	●	●	●	－
後遺障害診断書および 遺失利益 の算定の基礎となる収入の額その他の 後遺障害 による損害の額を示す書類（ 後遺障害 に関して支払われる 保険金 を請求する場合）	●	－	●	●	●	●	－
診断書、 治療 等に要した費用の領収書および休業損害の額その他の傷害による損害の額を示す書類（傷害に関して支払われる 保険金 を請求する場合）	●	－	●	●	●	●	－
示談書・判決書等、 被保険者 が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す書類および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類	●	●	－	－	－	－	－
被害物の価額を確認できる書類、被害物の修理等に要する費用の見積書または領収書、被害物の写真・画像データ	－	●	－	－	－	－	●
上記のほか、損害賠償請求権者が被った損害の額および損害賠償請求権者またはその代理人であることを示す書類	●	●	－	－	－	－	－
被保険者 が負担した費用の額を示す書類	●	●	●	－	●	－	●
自動車検査証等、自動車その他の物の所有者・使用者を示す書類	●	●	●	●	●	●	●
レントゲンフィルム等検査資料その他の 後遺障害 の内容・程度を示す書類	●	－	●	●	●	●	－
お支払いする 保険金 の額に関する 被保険者 と当社との協議内容を示す書類	－	－	－	－	●	－	－
自動車損害賠償責任保険証明書等、自賠責保険等への加入を示す書類	●	－	－	－	－	－	－
自動車の使用にあたって、正当な権利を有する者の承諾があったことを示す書類	●	●	●	●	●	●	●
住民票、戸籍謄本等、同居等の事実または 親族 等の関係を示す書類	●	●	●	●	●	●	●
運転免許証の内容が有効であることを示す書類	●	●	●	●	●	●	●
雇用契約、請負契約、委任契約等、保険契約者等と他者との間の契約内容を示す書類	●	●	●	●	●	●	●
保険金請求等に関する委任状、印鑑証明書、代表者事項証明書	●	●	●	●	●	●	●
事故発生の日時、場所および状況等を当社にご通知いただく書類	●	●	●	●	●	●	●
当社が 保険金 を支払うために必要な事項の確認にかかわる同意書	●	●	●	●	●	●	●
被保険者 が被った損害に対して支払われることが決定し、または既に支払われた 保険金 、給付金、損害賠償金等がある場合は、その額を示す書類	●	●	●	－	●	－	●
賠償義務者に対して行った損害賠償請求の内容を示す書類等、無保険車傷害保険金のご請求にあたって、約款に定める内容を当社へご通知いただく書類	－	－	－	－	●	－	－

- 重度の後遺障害**が生じ意思能力を喪失した等、**被保険者**または損害賠償請求権者に**保険金**または損害賠償額を請求できない事情がある場合は、これらの方の**親族**のうち一定の条件を満たす方が代理人として、**保険金**または損害賠償額を請求できる場合があります。（「代理請求人制度」）
- 当社は、**保険金**請求に必要な書類（注1）をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、**保険金**をお支払いするために必要な事項の確認（注2）を終えて**保険金**をお支払いします。（注3）（注1）**保険金**請求に必要な書類は、上記「**保険金**請求に必要な書類」をご確認ください。（代理請求人制度）をご利用の場合は、**被保険者**が**保険金**を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
- （注2）**保険金**をお支払いする事由発生の有無、**保険金**をお支払いしない事由の有無、**保険金**の算出、**保険金**の効力の有無、その他当社がお支払いすべき**保険金**の額の確定のために確認

が必要な事項をいいます。
 （注3）必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、**普通保険約款**・**特約**に定める日数までに**保険金**をお支払いします。この場合、当社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を**被保険者**に通知します。

■**保険金**請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。**保険金**請求権の発生時期等の詳細は、**普通保険約款**・**特約**をご確認ください。

【12】 ロードサービス、事故対応に付随するサービスについて

ロードサービスや事故対応に付随するサービスは、**保険契約**とは別に当社がお客さまサービスとして提供するものです。サービスの内容や範囲につきましては、予告なしに変更することがありますので、最新の内容は当社 Web サイトでご確認ください。

個人情報に関する取扱い

- 個人情報の利用目的

本契約で取得した個人情報を、次の目的および下記(3)に掲げる目的に必要な範囲を超えて利用しません。

 - 当社が取り扱う商品の販売・サービスのご案内・ご提供（契約の引受審査、維持・管理を含みます。）を行うため
 - 保険金請求に係る保険事故の調査（関係先への照会等を含みます。）・保険金の支払い、保険事故に係る各種付帯サービスのご案内またはご提供を行うため
 - 当社の提携先企業の商品・サービスに関する情報のご案内のため
 - 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による保険・金融商品・サービスの開発・研究のため
 - キャンペーン等の抽選やプレゼント・賞品の送付のため
 - その他、お客さまへの情報提供等お取引を適切かつ円滑に履行するため

保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
- 個人情報の提供先

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、医療機関、**保険金**の請求・支払いに関する関係先等に、個人情報を提供することがあります。
- 共同利用
 - 保険契約の締結または**保険金**支払いの判断の参考とさせていただくために、損害保険会社等との間で、個人情報を共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払いのために損害保険料率算出機構との間で、個人情報を共同利用します。
 - 当社は、MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社がグループ会社の経営管理を行うため、同社との間で、個人情報を共同利用することがあります。詳細につきましては、MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社のホームページをご覧ください。

(4)当社は、インターネットまたはお電話を通じてご申告いただいた内容を、録音・記録・保存しています。